

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成18年10月13日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース盛岡南ショッピングセンターサンサ 盛岡市津志田西二丁目15番5ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- 3 提出された意見書の概要

住民等から1通の意見書が提出され、その概要は次のとおりである。

(1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に定められた駐車需要の充足や騒音の発生等に係る事項については、今後における環境の変化を踏まえ、適切に対応されたい。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗前の県道は車両通行量が多く、来店車両との交通事故が懸念される。また、隣接地に福祉施設が建設されるほか、周辺に小学校もあることから、高齢者、障害者、児童と来店車両との事故も懸念される。設置者においては、事故防止のため行政当局と一体となった総合的な交通安全対策を講じられたい。

(3) 防災・防犯対策への協力

営業時間が午前0時までの深夜にわたる計画であり、広大な敷地を有する大型店の特性もあり、夜間に青少年の犯罪を誘発する可能性がある。については、駐車場への適切な照明設置や警備員による巡回等によって、敷地内における青少年の犯罪防止に努めるとともに、併せて青少年・児童による万引き対策にも万全を期すよう協力されたい。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。